

## 自動販売機設置場所の貸付けの入札説明書

公 告 日 令和6年1月9日（火）

入札期間 令和6年2月13日（火）午前9時00分  
～令和6年2月19日（月）午後5時00分

入札場所 神奈川県津久井警察署会計課

神奈川県津久井警察署

自動販売機設置場所の貸付けに係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する方は、この説明書を御覧いただいた上で参加してください。

## 1 入札に付する事項

### (1) 物件

入札物件 番号	入 札 件 名	台数
2	自動販売機設置場所の貸付け（津久井警察署2）	1

※ 入札物件番号1と並行して入札可能ですが、落札者の決定は「一抜け方式」とします。具体的には「10 落札者の決定方法」をご確認ください。

※ 入札物件の詳細については、別紙1「入札物件一覧表」及び別紙2「案内図及び配置図」を御覧ください。

別紙1「入札物件一覧表」に関する補足事項は、次のとおりです。

- ・ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス（ゴミ箱）設置部分を含みます。
- ・ 回収ボックス（ゴミ箱）の設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、貸主と落札者間で協議の上決定します。
- ・ 売上実績は令和4年度設置事業者が令和4年度の実績を申告したもので参考情報です。

別紙2「案内図及び配置図」に関する補足事項は、次のとおりです。

- ・ 配置図に示した貸付け範囲（寸法）を超える自動販売機（放熱余地・回収ボックス（ゴミ箱）設置部分を含む。）は設置できません。
- ・ 案内図及び配置図は、物件概要を把握するための参考資料です。配置図と現地の概況が異なる場合は、現況が優先されます。

※ 予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けることとなります。

※ 物件により入札中止、内容変更をすることがあります。

### (2) 貸付期間等

令和6年3月22日から令和8年3月31日まで

- ・ 賃貸借場所の用途は自動販売機設置のためとし、賃貸借契約の更新は認めません。

### (3) 自動販売機の設置に係る条件

別添「仕様書」のとおり。

### (4) 問合せ先等

ア 入札に関する問合せ先及び入札書類の提出先

神奈川県津久井警察署会計課

住 所：相模原市緑区中野308番地

電 話：042-780-0110（内線230）

F A X：042-780-0110

イ 設置場所等に関する問合せ先及び落札後の契約書類の提出先

アに同じ。

## 2 入札に参加することができない（契約を締結できない）者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者
- (3) 県税を完納していない者
- (4) 県内に事業所を有しない者
- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者

## 3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者

## 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時  
令和6年2月13日（火）午前9時から同月19日（月）午後5時まで
- (2) 開札日時  
令和6年2月20日（火）午前10時
- (3) 入札及び開札場所  
相模原市緑区中野308番地 神奈川県津久井警察署新館2階 会計課
- (4) 入札書提出期限  
令和6年2月19日（月）午後5時までに到着するよう、1(4)アに記載の場所に入札書を持参するか、郵送で送付してください。持参する場合の受付時間は、正午から午後1時までの間を除きます。郵送する場合は、配達記録が残る方法で送ってください。）

## 5 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、入札物件ごとに入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

- (1) 提出期間  
令和6年1月19日（金）から1月26日（金）までの日の午前9時から午後5時までの間
- (2) 提出書類（提出部数：入札物件ごと各1部）

	提出書類	法人	個人
ア	入札参加申請書	○	○
イ	身分証明書（市町村発行のもの）又は住民票		○
ウ	誓約書	○	○
エ	神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書	○	○
オ	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
カ	確定申告書（写）		○
キ	神奈川県納税証明書	○	○
ク	設置する自動販売機及び回収ボックス（ゴミ箱）のカタログ	○	○

※ イ、オ及びキについては、発行後3ヶ月以内の原本としてください。

※ キについては、神奈川県県税条例施行規則第48号様式（一般用・「県税」の未納がない証明）とします。

### (3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を1(4)アに記載の提出場所に直接持参するか若しくは郵送（令和6年1月26日午後5時必着）してください。（持参する場合の受付時間は、正午から午後1時までの間を除きます。郵送する場合は、配達記録が残る方法で送ってください。）

## 6 質問書及び回答について

### (1) 受付期間

令和6年1月9日（火）から1月16日（火）までの日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

### (2) 提出方法

質問書（神奈川県所定様式）を1(4)アに記載の提出場所に持参するか、郵送又はFAXでの送付とします。（質問の際は事前に1(4)アに電話連絡をしてください。）

### (3) 質問者への回答

受付期間終了後、入札参加申請書提出者全員に対し回答します。

## 7 入札参加資格の確認等

上記5(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和6年2月9日（金）までに、申請者あて結果を書面にて通知します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

## 8 入札方法等

### (1) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、**賃貸借全期間（2年10日間）の自動販売機設置場所の貸付料総額**とします。

なお、別紙1「入札物件一覧表」の「貸付区分」欄が「土地」となっているものについては、消費税及び地方消費税が非課税となり、「建物」となっているものについては、課税対象となります。このため、**非課税物件については税抜きで、課税対象物件については税込みで見積った金額（＝契約希望金額）**を記載してください。

県が定める予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けを行います。

### (2) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合は、代理者の委任状を提出し、入札書に入札参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示をしてください。

イ 復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）が入札する場合は、上記アの委任状及び代理人が復代理人に権限を委任する委任状を提出し、入札書に入札参加者の氏名又は名称若しくは商号、復代理人であることの表示

並びに当該復代理人の氏名を明記してください。

(3) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として直ちに再度の入札を行います。

イ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

ウ 1 回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は 1 回目の入札で失格となった者は、再入札に参加することはできません。

エ 再入札期間

令和 6 年 2 月 20 日（火）午後 1 時から同月 26 日（月）午後 5 時まで

オ 再入札開札日時

令和 6 年 2 月 27 日（火）午前 9 時

(4) 入札保証金

免除

(5) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

## 9 無効な入札等

(1) 入札に参加することができない者がした入札

(2) 同一の入札において同一人がした 2 つ以上の入札（代理の場合も含む。）

(3) 委任状を提出しない代理人のした入札

(4) 不正行為による入札

(5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

(6) 記名を欠く入札及び金額を訂正した入札

(7) 入札関係職員の指示に従わない等、入札の秩序を乱した者の入札

(8) 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(9) その他入札に関する条例に違反した入札

## 10 落札者の決定方法

(1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした方が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 「一抜け方式」については、次のとおりとします。

まず、入札物件番号 1 の入札を行い、落札者を決定します。入札物件番号 1 の落札者は、その後の入札物件番号 2 の入札に参加することはできますが、辞退したものとします。ただし、入札物件番号 1 の落札者を除いた結果、入札物件番号 2 の入札参加者がいなくなる場合又は再度の入札を行っても県が定める予定価格以上の落札者がいない場合には、入札物件番号 1 の落札者の入札が県が定める予定価格以上であれば、辞退扱いとせず落札したものとします。

## 11 入札結果の公表

(1) 一般競争入札に付した結果、落札者が決定した場合は、速やかに県ホームページに以下の内容を公表します。

- ア 対象施設
- イ 自動販売機台数
- ウ 落札者（法人、個人の別）
- エ 落札金額
- オ 貸付料年額
- カ 入札参加者数
- キ 問合せ先

(2) ただし、入札が不調となった場合は、ウ、エ及びオの公表は行いません。

## 12 契約

(1) 契約書（案）は別紙4のとおりです。

(2) 落札者は、貸主が作成した契約書を受領の上、別紙1「入札物件一覧表」の該当欄及び別紙2「案内図及び配置図」の記載内容を確認の上、記名押印し、令和6年3月5日（火）までに提出してください。

(3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。

(4) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

## 13 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによります。

(2) 消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため、消費税相当額が変更となる場合にあつては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に相当する賃貸借料は、法改正後の税率に基づき計算した額に改定をします。

(3) 本書を入手した方は、当該募集手續以外の目的で本書を使用してはなりません。

(4) 申請書に虚偽の記載をした場合は、落札した本件契約の解除に加えて、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに貸付契約の解除を行うことがあります。

(5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。入札参加者が当該行為を行っていると認められ、公正な入札の執行ができないと認められる時等の場合には、当該入札参加者を入札に参加させず、又は、入札の執行を延期若しくは取りやめることがあります。

(6) 契約に係る県の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本契約を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条件を設けています。

(業者調査への協力)

第XX条 貸主が、この契約に係る貸主の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、貸主は借主に対し、借主における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 借主は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。